

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	退場命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町教育委員会傍聴規則 第5条第3項
法令(例規)番号	平成22年美幌町教育委員会規則第3号
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 総務担当
処分基準の内容	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)みだりに傍聴席を離れないこと。</p> <p>(2)帽子、コート、マフラー類の着用をしないこと。ただし、病気その他の理由により委員の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(3)飲食をしないこと。</p> <p>(4)静粛を守り、私語談笑等をしないこと。</p> <p>(5)議事に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(6)前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りではない。</p> <p>3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	学校施設の返還命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	学校施設の確保に関する政令 第4条
法令(例規)番号	昭和24年政令第34号
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 学校教育担当
処分基準の内容	<p>(返還命令) 第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	学校施設にある工作物等移転命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	学校施設の確保に関する政令 第15条
法令(例規)番号	昭和24年政令第34号
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 学校教育担当
処分基準の内容	(移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	